

1 データ貸与の趣旨・目的

- 国は、学校教育の成果や課題を適切に分析・説明する観点より、これまでは、個票データ等は、文部科学省や国立教育政策研究所の委託研究で活用。
- 大学等の研究者による多様な学術研究の分析や、公的機関の職員等による教育施策の改善・充実に資するため、個票データ等を積極的に貸与。
- ※ただし、データの利用が以下を目的としていることが重要 → 有識者による審査にて確認

＜目的＞ ◆ 我が国の児童生徒の学力、学習状況又は生活習慣等の把握・改善
◆ 我が国(又は教育委員会)の教育施策の改善・充実に資すること

2 個票データの貸与にかかる審査について

○有識者会議による審査(非公開)を経て、文部科学省が貸与の可否を決定。

審査のポイント

- ✓ データの利用・研究の目的 : 学術研究の発展に資するもの、公的機関の施策の推進に反映されるもの
※序列化や過度な競争が生じないよう十分配慮する観点から審査
- ✓ データの適正な保管・管理 : 利用者や利用場所等が限定されていること(外部委託の有無を含む)
情報セキュリティ対策が組織的に行われていること

3 目的に応じた2つのデータを貸与

◆ 個票データ

- ・ 集計結果データ(もっとも詳細なデータ)。
児童生徒の解答用紙番号ごと、学校IDごとに、各教科の正答数等の解答状況や質問紙の回答状況等を一覧化
- ・ 年に2～3回程度、申請→審査→貸与を実施。有識者会議による審査あり。

◆ 匿名データ

- ・ 個票データから一定割合(10%程度)を抽出し、安全性に配慮して匿名化のための処理済み。
- ・ 随時貸与。有識者会議の審査は省略可能。

＜貸与の体系＞

貸与目的	申出者の範囲
学術研究の発展に資するもの	公的機関や大学等に所属する研究者
公的機関における施策の推進に適切に反映されるもの	公的機関の常勤職員
大学院生の教育目的利用等の高等教育の発展に資するもの (匿名データのみ貸与)	大学等の教育責任者(教員)

4 平成30年度の動向

- 平成30年10月 第1回 個票データの利用申出 ※匿名データの利用申出は随時
- 平成30年11月 有識者会議による審査
- 平成30年12月 貸与開始
- 平成31年1月～ 第2回 個票データの利用申出・有識者会議による審査